

令和4年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和4年12月5日 午前 9時30分 開会

2. 令和4年12月5日 午前11時46分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	堀	恵	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清									
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治					
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志					
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁				
住	民	課	課	長	補	佐	内	藤	実	福	祉	課	長	奥	野	充	之			
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香	
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月	豊						
水	道	課	課	長	補	佐	浅	田	康	正	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也											

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 8号	議案審査報告について
日程第 5	報告第 9号	議案審査報告について
日程第 6	報告第10号	議案審査報告について
日程第 7	議案第56号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第57号	吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第58号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第59号	吉備中央町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第60号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第12	議案第61号	吉備中央町税条例等の一部を改正する条例について
日程第13	議案第62号	吉備中央町久遠の森条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第63号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町交流促進センター）
日程第15	議案第64号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町道の駅かもがわ円城ふれあいの館）
日程第16	議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町地域食材供給施設）
日程第17	議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町飛躍の郷「ひだまり」）
日程第18	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町鳴滝森林公園施設）
日程第19	議案第68号	令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について

- 日程第20 議案第69号 令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第70号 令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第71号 令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第72号 令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
- 日程第24 議案第73号 令和4年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について
- 日程第25 陳情第4号 陳情書受理について

11. 会議に付した議案の題目及びその結果

- |        |   |    |
|--------|---|----|
| 報告第8号  | 議案審査報告について                                | 認定 |
| 報告第9号  | 議案審査報告について                                | 認定 |
| 報告第10号 | 議案審査報告について                                | 認定 |
| 議案第56号 | 吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について | 可決 |
| 議案第57号 | 吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について      | 可決 |
| 議案第58号 | 吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について            | 可決 |
| 議案第59号 | 吉備中央町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について           |    |
| 議案第60号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について   |    |
| 議案第61号 | 吉備中央町税条例等の一部を改正する条例について                   |    |
| 議案第62号 | 吉備中央町久遠の森条例の一部を改正する条例について                 |    |
| 議案第63号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町交流促進センター）          |    |
| 議案第64号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町道の                 |    |

	駅かもがわ円城ふれあいの館)	
議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町地域 食材供給施設）	
議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町飛躍 の郷「ひだまり」）	
議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町鳴滝 森林公園施設）	
議案第68号	令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について	
議案第69号	令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算に ついて	
議案第70号	令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算につい て	
議案第71号	令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計 補正予算について	
議案第72号	令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	
議案第73号	令和4年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	
陳情第4号	陳情書受理について	付託

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

12月の声を聞くようになってから朝夕はめっきり寒くなってまいりました。がしかし昼間はまだまだ暖かい日がありゆっくりとした時間が過ごせる、そういった状況ではないかなというふうに思います。とは言いましても、12月と言えば師走とも言うように、やはり大変忙しく慌ただしい日が続くのではないかと思います。時にはゆったりとした時間も過ごしながら、体調管理に気をつけて皆さん元気で新しい年を迎えたらと思うところがございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回吉備中央町議会定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

歳原住民課長と古好水道課長が所用により欠席のため、それぞれの課長補佐の代理出席を認めていますので、お知らせをいたします。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影許可をしていますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、日名義人君、2番、加藤高志君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月21日までの17日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月21日までの17日間と決

定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告。

9月29日、母子健康手帳デジタル化アプリ、ウィラバの公開式が子育て支援センターでありました。関係者と、そしてまた小さいお子様を抱いたお母さん方、あるいは妊婦の方も出席をして公開式が催されました。その後、デジタル化についてそのアプリの使い方等も関係者によって説明会等があったということです。

10月8日、吉備高原車いすふれあいロードレースの開会式が国立吉備青少年自然の家でございましたけれども、今回は開会式だけでほかの催しは一切ありませんでした。

10月9日、吉備高原車いすふれあいロードレースがあり、多くの選手の方々あるいは応援の方々が集まって吉備高原都市一帯で行われました。

10月22日、第21回森林を考える岡山県民のつどいが津山市でありまして、中心は県北の方々が多かったわけですけれども、県南からも幾つかの市町村から関係者が出席をして、森林を考えるというふうなことで御講演等もありました。

11月2日、かもがわ公民館まつりから11月6日まで、それぞれの地区において文化祭等がありまして、それぞれの会場において本当に素晴らしいプロ並みのいろいろな展示物が展示されておられました。

11月16日、せんたろう杯グラウンドゴルフ交歓大会がかもがわ総合スポーツ公園で行われ、例年ですと500名近い方が出席ですけれども、今年は制約もあったようではありますが、県内各地から170名の方が出席をして盛大に開催されました。

11月22日、第8回岡山県備前地区高齢者グラウンドゴルフ大会がかよう総合スポーツ公園で行われ、こちらは備前地区から三百六十数名の方が参加をして、これもまた大変にぎやかに大会が催されました。

その他につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧をいただきたいと思いません。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第8号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和3年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

皆さんおはようございます。

それでは、委員会報告を行います。

令和4年12月5日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和3年度決算特別委員会委員長、丸山節夫。委員会審査報告書、議案第44号、令和3年度吉備中央町一般会計並びに各種特別会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し設定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和3年度吉備中央町一般会計並びに各種特別会計の決算の認定については、令和4年10月28日から11月15日まで6日間にわたり、副町長、各所属長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、各会計ともおのおの適正に執行されているが、次の事項について意見を付する。

1、予算の適正な執行について。地方自治法に地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定している。つまり、予算を全額執行したからよしとするものではない。また反面、多額の不用額を生じること、予算の計画的かつ有効活用の観点から適切ではない。

令和3年度一般会計不用額は11億2,600万円余り、前年度に比して約5億6,000万円、98.7%増となっている。新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない部分があったかと思うが、それぞれの不用額が節約工夫による不用額か事業規模の縮小や予算の過大見積もりによるものなのか、あるいは予測できない事情により生じたもののかなど、原因と予算効果、行政効果を検討、検証されたい。そして、次年度の予算編成に生かされたい。

2、歳入の確保について。町税、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料等の未納解消については、負担の公平性を確保するという大前提がある。収納率は徐々に向上しているが、今後においてもなお一層の徴収努力を期待するものである。監査委員からも意見があったとおり、長期滞納者、高額滞納者に対しては法令にのっとり厳格な措置を取られたい。

3、補助事業及び委託業務について。補助金は公的な財政支援であることを踏まえ、公

益性、町の財政負担の必要性、在り方を十分検討し、成果、効果の評価検証と計画との整合性、事業の進行管理を確実にを行うこと。また、所管課においては、事業及び経費の透明性が確保され、町民の理解が得られるかといった視点を常に持ち、今後とも団体への関与、指導監督に努められたい。

委託料については、契約書等に従い、適正に事業が実施されているか。また、補助金の扱いと同様に、町民に対する説明責任を有することを常に意識した事務の執行を進めていただきたい。中でも、地方創生交付金を活用した持続的なイノベーション創出を実現するまちづくり事業については、町民はもとより、多くの方の期待と関心は高まっている。これに対し、情報の開示や住民ニーズ把握の観点から、事業内容、予算執行により成し遂げた効果、進捗状況等のより明瞭な説明が求められる。今後はより分かりやすい説明に努められたい。主眼となるよう行政効果の客観的判断と、これによる改善事項のまとめを十分に生かされ、さらなる町の発展のつながりに期待する。

4、公共交通事業について。令和3年度10月から実証運行を開始した町内巡回バス、へそ8バスは、ダイヤ改正やルート変更を行い運行しているが、利用者数は目標に達していない。幹線までの交通手段のない高齢者等の利便性を確保するため、デマンド型乗合いタクシーや、町営バス、きびプラザ、岡山医療センター線との乗り継ぎのさらなる検討や、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した交通DX実証プロジェクトでのシステムの整備により、利便性の向上を期待するものである。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第8号、議案審査報告については委員長の報告のとおり、意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、報告第9号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和3年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

令和4年12月5日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和3年度決算特別委員会委員長、丸山節夫。委員会審査報告書、議案第45号、令和3年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和3年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定については、令和4年11月4日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し、意見とする。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるとするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第9号、議案審査報告については、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、報告第10号、議案審査報告についてを議題とします。

本報告については、令和3年度決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

令和4年12月5日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。令和3年度決算特別委員会委員長、丸山節夫。委員会審査報告書、議案第46号、令和3年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について。

本委員会に付託された上記議案は、審査の結果、下記の意見を付し認定するべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。意見、本委員会に付託された令和3年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については、令和4年11月4日の1日間、副町長、水道課長並びに事務局長立会いの下に慎重に審査した結果、適正に執行されていることを報告し意見とする。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきであるものです。

本決算は、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第10号、議案審査報告については、委員長の報告のとおり意見を付し認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第56号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

改めてまして、皆さんおはようございます。

今年も早いもので師走を迎え、残すところあと一か月という時期になりました。

本日は、第6回定例議会をお願い申し上げましたところ、議会の皆様方におかれましては全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

議案第56号の説明の前に少し時間をいただきまして、この1年を振り返ってみますと、何といたしても、世界的パンデミックを引き起こした、また今なおその終息が見えない新型コロナウイルスでございます。緊急事態宣言やまん延防止措置等発令、そして新型コロナに対するワクチン接種によりまして、現在では重症化率や死亡率は減少したものの第8波の様相で、今後はインフルエンザの流行と併せまして、より一層新しい生活様式の徹底や、感染予防に努めなければならないと感じているところでございます。

そのような不安な中で大きな衝撃が走りましたのは、ロシアのウクライナ侵攻でございます。突然に平和な日常が戦場へと変わりました。決してあのような蛮行は許されるもの

ではございません。そのことにより、世界的食糧不足やエネルギー高騰をはじめとする物価上昇を招き、世界中が不安定な状況になりました。一日も早いロシアの撤退によるウクライナの平和と、世界的安定がなされることを願うばかりでございます。

一方、明るい話題は、何といたしましてサッカーワールドカップの、サムライブルーの最後まで諦めないで勝ち取った勝利でございます。今日の夜は強豪クロアチアとのベスト8をかけた試合です。再び日本中を歓喜の渦で埋め尽くしてほしいと願っております。

ところで、当初予算を皆様方に御理解の下、編成をさせていただき執行をしていく中で、課題は多くの山積はあるものの、おおむね順調に町政運営ができましたことを厚くお礼申し上げます。中でも、米作り農家の応援事業として取り組んできましたふるさと米につきましても、全国の多くの方からふるさと納税をしていただき、吉備中央町のおいしいお米を送るとともに、知名度アップを図ることができました。大変うれしく思っております。これもひとえに農家の皆様の御協力のおかげでございます。

そして、吉備中央町にとりまして大きな課題は子育て環境整備でございます。人口減少、とりわけ少子化によります学校・園の統廃合は避けては通れないこととなっております。足かけ3年にわたる小学校等の適正配置検討委員会と、魅力ある学校・園を考える会での答申や指針を前提に立てました吉備中央町立小学校・園統合再編整備基本計画に沿いまして、現在分科会等で詳細を検討している状況でございます。

一方で、吉備中央町では、現在誰一人取り残さないエンゲージメントコミュニティの創生と、それによる住民のウェルビーイング向上を目指しまして国から特区認定を受け、デジタル技術を活用して地域の様々な課題の解決を図るデジタル田園健康特区事業に取り組んでいます。幸いに多くの協力者に恵まれ様々なアイデアをいただきつつ、新たなまちづくりに取り組んでいく覚悟でございます。吉備中央町が中山間地域の未来社会のモデルになれるよう、今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

来年は、まちづくりにとってより一層大事な年になると思います。町といたしましても、新しい発想と知恵を出した継続的な取組が必要と考えています。現在、新年度予算の編成中ではありますので、その中にもそのような取組内容を反映したいと考えております。

なお、今議会では、ただいま上程をされました議案第56号のほか、多くの議案をお願いするようになっております。

議案第56号につきましては、人事院勧告に伴う議員報酬並びに費用弁償等に関する条

例の一部改正でございます。この具体的な内容につきましては、この後担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、よろしく御審議いただきまして、適切な御決定を賜りますようお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第56号について説明をいたします。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和4年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、指定職職員の期末手当が引き上げられることに伴い、町議会議員の期末手当の支給率を改定するため所要の改定を行うものです。

〔議案資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第56号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第56号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第57号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第57号について説明をいたします。

吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和4年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、指定職職員の期末手当が引き上げられることに伴い、特別職の期末手当を改定するため所要の改定を行うものです。

[議案資料朗読説明]

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第57号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第57号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第58号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第58号について説明をいたします。

吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和4年度の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、吉備中央町職員の給与に関する条例を改正するため所要の改正を行うものです。

次のページをお開きください。

吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、吉備中央町職員についてはこれまで人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ給与を改定してきたところであり、引上げを行うものです。

〔議案資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第58号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第58号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第59号、吉備中央町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第59号について説明をいたします。

吉備中央町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行によ

り、定年年齢の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢、及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に関する関係規定を改正するため所要の改正を行うものです。

〔議案資料朗読説明〕

すみません。冒頭に法改正に伴う制度の概要、6つと言いましたが5つでございました。失礼いたしました。

説明のほうは以上です。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議案第60号について説明をいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、先ほどの議案第59号の条例改正に伴い、関係がある条例の関係規定を改正するため所要の改正を行うものです。

次のページをお開きください。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

今回の改正は、吉備中央町職員の定年延長に関する条例の一部を改正する条例に伴い、関係条例の整備が必要である条例といたしまして、公益法人への職員の派遣等に関する条例の一部改正、吉備中央町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部改正、吉備中央町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の旅費に関する条例の一部改正、吉備中央町職員の再任用に関する条例の廃止と10の関係する条例の整備を行うものです。

〔議案資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第61号、吉備中央町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

○税務課長（山本敦志君）

それでは、議案第61号について説明をいたします。

吉備中央町税条例等の一部を改正する条例について。吉備中央町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、上位法である地方税法の一部が改正されたことによりこの改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

吉備中央町税条例等の一部を改正する条例。第1条、吉備中央町税条例の一部改正及び、次の2ページ、本文中段辺りの第2条、吉備中央町税条例の一部を改正する条例の一部改正の2つでございます。

改正内容につきましては、別添参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第62号、吉備中央町久遠の森条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第62号について御説明申し上げます。

議案第62号、吉備中央町久遠の森条例の一部を改正する条例について。吉備中央町久遠の森条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

改正の理由ですが、この条例は平成9年12月に旧加茂川町において久遠の森条例が制定されており、当時は国土調査をしている最中で、当時の森林簿面積の記載、また地番についても国土調査を分筆されているため改正するものです。

それでは、次のページをお開きください。

吉備中央町久遠の森条例の一部を改正する条例。吉備中央町久遠の森条例の一部を次のように改正する。

次の行から改正文になりますが、改正内容については別紙参考資料の92ページをお開きください。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩とします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町交流促進センター）から、日程第16、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について

(吉備中央町地域食材供給施設) までの議案3件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

中山協働推進課長。

○協働推進課長(中山 仁君)

それでは、議案第63号について御説明申し上げます。

議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町交流促進センター、指定する法人または団体の名称、吉備中央町上田西2326番地1、有限会社加茂川ふるさと交流プラザ。指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

指定管理候補者の選定方法、選定理由につきましては、別紙参考資料の94ページにより御説明申し上げますので、94ページをお開きください。

[参考資料朗読説明]

次に、議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町道の駅かもがわ円城ふれあいの館。指定する法人または団体の名称、吉備中央町上田西2326番地1、有限会社加茂川ふるさと交流プラザ。指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

指定管理候補者の選定方法、選定理由につきましては、別紙参考資料の95ページにより御説明申し上げますのでお開きください。

[参考資料朗読説明]

最後に、議案第65号について御説明申し上げます。

議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町地域食材供給施設。指定する法人または団体の名称、吉備中央町円城1177番地2、株式会社吉備の国野菜村。指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和4年12月5日提出。吉備中央町

長、山本雅則。

指定管理候補者の選定方法、選定理由につきましては、別紙参考資料の96ページにより御説明申し上げますのでお開きください。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町飛躍の郷「ひだまり」）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第66号について御説明申し上げます。

議案第66号、公の施設の指定管理の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、飛躍の郷「ひだまり」。指定する法人または団体、吉備中央町上田東150番地、上田西自治会。指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

それでは、指定管理者の選定方法、選定理由につきましては、参考資料の97ページにより御説明申し上げます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町鳴滝森林公園施設）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

それでは、議案第67号について御説明申し上げます。

議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町鳴滝森林公園。指定する法人または団体、岡山市北区御津高津1422の1、岡山森林組合。指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

指定管理候補者の選定方法、選定理由につきまして、別紙参考資料98ページにより御説明申し上げます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第68号、令和4年度吉備中央町一般会計補正予算についてから、日程第24、議案第73号、吉備中央町下水道事業会計補正予算についてまでの補正予算6件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第68号を御説明いたします。

令和4年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和4年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

議案第69号につきまして御説明いたします。

令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第70号について御説明いたします。

令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、議案第71号について説明いたします。

令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について。令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

浅田水道課長補佐。

○水道課課長補佐（浅田康正君）

水道課長代理です。

それでは、議案第72号について御説明申し上げます。

議案第72号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和4年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案第73号について御説明申し上げます。

議案第73号、令和4年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和4年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和4年12月5日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第25、陳情第4号、陳情書受理についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（亀山勝則君）〔陳情第1号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま陳情について朗読しましたが、これに対し、御意見、御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

この陳情内容、今朝の農業新聞でも酪農家が全国的には数百戸も破産状態だというような新聞報道もありました。日本の全体の酪農が本当に行き詰まった大変な状況だということがここに反映されてますけども、同時に、町内も深刻な状態だということが改めて見えてきます。ぜひ総務産業常任委員会のほうでしっかり精査していただいて、適切な御判断をと思います。お取り計らいよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで、意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本陳情については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することについて決定したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本陳情については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、本陳情については、総務産業常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日、12月6日から12月14日までの9日間、議案調査、委員会等開催のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、12月6日から12月14日までの9日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦勞さまでした。

午前11時46分 閉 議